

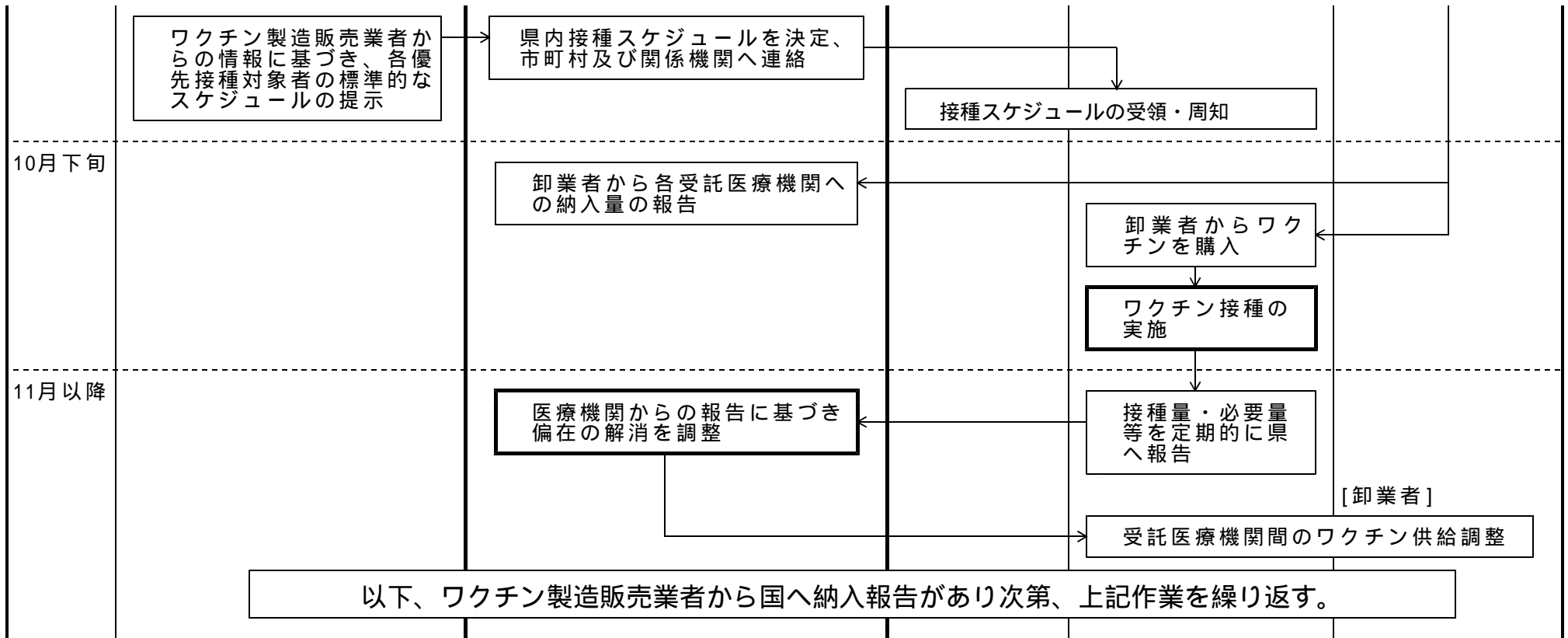
新型インフルエンザワクチン接種事業の具体的作業手順

1 ワクチン接種を行う医療機関（受託医療機関）の決定

時期	国	県	市町村	医師会（受託医療機関）
各主体の役割	受託医療機関と委託契約を締結	受託医療機関の選定にあたっての選定方法と契約方法について、医師会及び市町村へ周知	地区医師会の受託医療機関のリストを踏まえ、医療機関等の不足・偏在等を検討し追加リストの作成・報告	地区医師会を通じて接種希望の医療機関を取りまとめ、国・県・市町村へ報告し、国と委託契約を締結
9月中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">ワクチン接種事業の概要について担当課長説明会を実施（9月8日）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">受託医療機関の選定にあたっての指針を公表・受託医療機関のリスト作成を依頼（9月末）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">各関係機関へ伝達説明 9月9日 医師会 9月11日 薬剤関係団体等 9月15日 地区医師会・市町村</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">受託可能な医療機関について県医師会及び市町村へリスト作成を依頼</div>		
10月初旬	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">県医師会リスト受領</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市町村リスト受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">リストに基づき受託医療機関と委託契約を締結</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">県医師会リスト受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市町村リスト受領（経由）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市町村リストの作成 ・地区医師会から送付された地区リストを精査し、医療機関の不足、偏在等がないかを検討し、必要があれば追加する医療機関のリストを作成し、県及び国に報告</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">地区リストの作成 ・地区医師会が受託を希望する医療機関のリストを作成し、県医師会及び市町村へ報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">県医師会リストの作成 ・県医師会が地区リストを取りまとめ県及び国に報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">国と委託契約を締結</div>
10月中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">リスト公表（契約締結後）</div>			

2 円滑なワクチン流通

時期	国	県	市町村	医師会（受託医療機関）	製造販売業者等
各主体の役割	ワクチン接種の優先接種対象者の決定及び人数を把握し、都道府県ごとの配分量を決定・通知	優先接種対象者数の調査と国への報告 具体的な接種スケジュールの決定し 受託医療機関ごとの配分量を決定し 卸業者の指示に従って円滑な流通を確保	ワクチン接種を受けられる時期、受託医療機関を周知	ワクチン接種を受けるとし、接種費用を徴収するに際し、接種実費もワクチン在庫等を県へ報告	製造販売業者は国へ生産量を報告し、卸業者は、県への納入量に納入報告
9月中旬	優先接種対象者に関する意見募集等の実施（パブリックコメントの実施）（9月13日まで）				
9月末	<p>優先接種対象者の確定 ・医療従事者及び基礎疾患のある者の範囲の確定</p> <p>医療従事者及び基礎疾患患者数調査を依頼</p>	<p>医師会へ県内全医療機関に対し医療従事者数及び基礎疾患患者数市町村に対し医療従事者（救急隊員）数の調査を依頼</p>	<p>医療従事者（救急隊員）数を調査・報告</p>	<p>各医療機関の医療従事者数及び基礎疾患患者数を調査・報告</p>	
10月中旬	<p>ワクチンの製造販売業者から段階的な納入量の確認</p> <p>各都道府県ごとの配分量の決定・通知</p>	<p>医療従事者数、基礎疾患患者数を国へ報告</p> <p>医師会の協力を得て受託医療機関ごとの配分量の決定 ・決定した配分量を卸業者に指示</p>			<p>[製造販売業者] 逐次、生産量を国へ報告</p> <p>[卸業者] 県の指示により受託医療機関へワクチンを販売 ・県へ納入量を報告</p>



3 広報・相談

